

繁忙期に窓口受付時間を延長します

●お問い合わせ/市民課住民係 ☎26-5723、市国保年金課国保係 ☎26-5727、市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、各総合支所地域振興課

3月から4月は、窓口が大変混み合います。待ち時間が長くなる場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。また下記の通り、一部業務の受付時間を延長しますので、利用してください。

期間/3月25日(金)~4月4日(月)(土曜・日曜日を除く)▶受付時間/午後7時まで▶場所/市民課窓口(各総合支所の時間延長はありません)▶受付業務/住所異動の届け出(転入届、転出届、転居届、世帯変更届)、各種証明書の交付(戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録と印鑑証明、所得証明(未申告のものは除く))▶その他/住所異動の届け出に伴う国保、国民年金、後期高齢者医療や児童手当などの諸手続きも受け付け可能

◆出生や婚姻など戸籍の届け出は夜間受付(1階守衛室)での受け取りのみとなります。

◆なりすましや不正請求を防止するため、窓口での本人確認が法律で定められています。手続きなどの際は、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

住所異動の届け出は、14日以内に市民課・各総合支所地域振興課の窓口へ

転入や転居の異動日以降14日以内に手続きをしてください。正当な理由なく遅れたときは、過料に処せられる場合もありますので忘れずに手続きをしてください。転出届は引越しのおおむね14日前から届け出をすることができます。

◆代理人が届け出をするときは、代理人の印鑑と本人の委任状が必要です。

◆外国人住民の方の住所異動の届け出には、在留カードまたは特別永住者証明書の提出が必要です。新規に入学し、在留される方はパスポートの提示が必要です。

◆学生などがアパート・下宿・寮などに住む場合も届け出が必要です。また里帰り出産、海外から一時的に帰国した場合など住所異動する必要のないケースもありますので、事前に確認してください。

国保の届け出は、市国保年金課・各総合支所地域振興課の窓口へ

区分	どんなとき	手続きに必要なもの
国保に入る	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失連絡票、離職票など)、職場の健康保険の被扶養者から外れたことの証明書、年金手帳(60歳未満の方)
国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保証および職場の健康保険証(国保をやめる方全員の分)、高齢受給者証(70歳以上75歳未満の方)
学生用国保証	修学により他市区町村に転出するとき (学保険証の交付)	印鑑、国保証、学生証の写しまたは在学証明書(入学前の方は入学許可証または合格通知書)
	学保険証に該当しなくなったとき	印鑑、学保険証、卒業証明書または新しく加入した職場の健康保険証

◆届け出の際は、「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された書類(通知カードなど)と身分証明書(運転免許証やパスポートなど)」を持参してください。

◆世帯に重度心身障がい(児)者医療の該当者がいる場合は市福祉課、また子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の該当者がいる場合は市子育て支援課での手続きも必要な場合があります。各医療証を持参してください。

国民年金の届け出は、市国保年金課・各総合支所地域振興課の窓口へ

どんなとき	手続きに必要なもの
離職などにより厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき	印鑑、資格喪失日の分かる書類(資格喪失連絡票、離職票など)、年金手帳
配偶者の扶養から外れたとき	印鑑、扶養から外れた日の分かる書類(資格喪失連絡票など)、年金手帳

◆年金を受給している方で、住所異動の届け出をした方は、別途届け出が必要な場合があります。



3月1日からマイナンバーカードを利用して コンビニエンスストアで証明書が取得できます

●お問い合わせ／市民課住民係 ☎26-5723

本市に住所のある人が「マイナンバーカード(個人番号カード)」を利用して、全国の指定コンビニエンスストアの専用端末(マルチコピー機)で住民票の写しなどの証明を取得できるサービスが3月1日から始まります。

取扱日時

毎日午前6時30分～午後11時

戸籍証明は平日午前9時～午後5時15分

◆12月29日～1月3日およびメンテナンス日を除く。

取得できる証明書と料金

住民票の写し／400円

印鑑登録証明書／400円

所得証明書／400円

戸籍全部(個人)事項証明書／450円

戸籍附票の写し／400円

◆料金は窓口料金と同額です。

◆戸籍の証明書は、本籍地が他市町村の方は利用できません。

取扱店舗

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、セーブオン

サービスを受けるために

このサービスを受けるには「利用者証明用電子証明書」が搭載されている写真付きマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの申請は、通知カードに同封の申請書やスマートフォンなどで無料で行うことができます。

詳しくは市民課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。



顔写真付きのマイナンバーカード

通知カードと
間違えないでね!



住むまちをもっと好きになるアプリ

i 広報紙

酒田市広報を手軽に見られる
スマートフォン向けの
アプリケーションです。



i 広報紙

1 役立つ行政情報を見逃さない!



2 自分に合わせた情報が届く!



3 他の自治体の広報紙も読める!



他にも便利な機能がたくさん!

まずは右下のバーコードからご確認ください!

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
※広告が表示されますが、酒田市とは何ら関係ありません。



●お問い合わせ／市政推進課広報広聴係 ☎26-5706